

第 16 回定例委員会会議録

- 委員長) 日程第 1 開会宣言
- 委員長) 日程第 2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (松本委員)
- 委員長) それでは、日程第 4 の審議に入ります。

第 21 号議案「芦屋市文化財保護審議会への諮問について」
を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明は終わりましたが、質疑の前に、先に実物を見せてもらいましょうか。

<出土土器 見学>

生涯学習課文化財係長) こちらは今から約 1200 年前の奈良時代の後期の後半ごろのものになります。西暦で言うと 770 年か 80 年ごろのものになりますけれども、当時使われていた器でして、よく「身もふたもない」という言葉がありますけれども、身という、ものを入れる器の部分、それにふたがつきます。ここに本当はつまみがついていて、これらがふたの破片になります。

身のほうは、底に高台と呼ばれます、よく今もお茶わんにありますけれども、地面に接しないような、こういった高い部分がありまして、こちらが身ということになります。こういうものは大きなお皿の底の部分になろうかと思えます。

当時、郡司という役人がいまして、それは 4 等級になっていまして、大領・少領・主政・主帳という 4 つの位があります。達筆でなかなか見にくいのですが、こういう食器に、大領とい

う、大きい領土の「領」と書くものと少ない領土の「領」と書くものが2点あります。

こちらは恐らく領土の「領」という字のつくりのほう、おおいというのでしょうか、その破片が出ておまして、この「大領」か「少領」の、この領土の「領」の部分が出ているものと思われまます。これは本当に薄くなってしまってほとんど読めないのですが、4等級の一番下の位の「主帳」と呼ばれます主人の「主」に「帳」ですね。それのはらいの部分だと考えられます。ちなみにこれにつきましては奈良国立文化財研究所という国の機関があるのですが、そちらのほうの専門の方に、以前鑑定をいただいております。そこで、そのように読めるということが鑑定の結果として出ております。

今で言いましたら、大領のほうが市長、少領のほうが副市長のようなイメージで、阪神間の政治的な中心地が芦屋市にあった、当時の古代の中心地があったということがわかります。今でこそ三宮や神戸のほうが政治的な中心地ですけれども、当時は芦屋市のほうが政治的な中心地だったということがわかります。

浅井委員) ^{うはらのこほり}菟原郡の中の中心地ということですか。

生涯学習課文化財係長) はい。菟原郡が推定で、今の西宮市の夙川辺りから、神戸の旧生田川か中央区の生田川と、若しくはもう少し西側の湊川付近ぐらいの範囲と考えられますので、その中心地が芦屋にあったということがこの出土品からわかってきました。今まで、神戸市のほうでも、神戸市灘区御影に「郡家」という地名がありますので、これまでは、そこが^{うはらぐんが}菟原郡衙の場所ということで推

定されてきておりますが、今回、この発見によってそちらではなくてこちらのほうが、その場所である可能性が深まってきたということです。

教 育 長) これは食べ物を入れる器なのでしょうか。

生涯学習課文化財係長) そうです。

教 育 長) それにこのような名前を書くのですか。

生涯学習課文化財係長) 普通はあまり書かないのですが、実は、今回はこれだけが出てきたのではなくて、本当に数百片の破片があって、その中からこの5点が出てきました。この全ての土器にこういうものを書いているのではなくて、特別な器かどうかはわかりませんが、なぜかこの土器にはこういった位が書かれているということです。

浅 井 委 員) 大領や少領が食事に使っていたということですか。

生涯学習課文化財係長) これが書かれているということは専用の食器になろうかと思えます。

教 育 長) 一般的には食器に名前を書くということはないですね。

生涯学習課文化財係長) そうですね。使うものに書いてしまうと消えそうですね。ですから、特別な食器だったのかもしれませんが、たくさんある破片のうちで出てきたのはこの土器だけです。

浅 井 委 員) これは焼き上がってから書かれたものなのですか。

生涯学習課文化財係長) そうです。焼き上がってから書かれています。これは堺市の泉北というところで作られた土器ですけども、それがこちらに流通してきまして、こちらで墨で書いたのだと思います。

浅 井 委 員) 堺で作られたということまでわかっているのですか。

生涯学習課文化財係長) はい。それはこういう器の中に含まれている砂粒などの痕

跡でわかります。

松本委員) こういうものが書いてあるものは、ほかでは出ていないということですか。

生涯学習課文化財係長) そうです、これだけです。

墨書土器は少なく、特にこの郡司の、この四等官のうちの3つがそろって出たのはこの寺田遺跡だけです。

社会教育部長) では、そのほかに1つか2つを書いたものはあるのですか。

生涯学習課文化財係長) ありますけれども、それでもとても少ないです。

教育長) これらが出た場所は離れているのですか。

生涯学習課文化財係長) 1か所からまとまって出てきました。

教育長) 市長、副市長というような3階級のものをまとめて、食器を置いたりすることがあるのでしょうか。

生涯学習課文化財係長) これは、恐らく庭園のなかの、池状になっているところから出ておまして、そこがごみ捨て場のようになっていたと思います。ですから、今で言うと市役所のごみ捨て場のようなところではないかと思います。

教育長) 壊れたから捨てられたということですか。

生涯学習課文化財係長) はい、壊れたからどんどん捨てていたので、その中に入っていたと思われま。その中に四等級の方たちのものが入っていたのでしょ。

木村委員) ばらばらだったものをこのように復元するには結構時間がかかったのでしょうか。

生涯学習課文化財係長) はい。ここまでは復元できておりますけれども、これ以上破片は見つかっておりません。それは当時から、すでに壊れて割れてしまったものを捨てているということだと思います。

教 育 長) 使用していて割れたから捨てたということですね。

生涯学習課文化財係長) そうです。先ほども言いましたけれども、その他に、数百点の土器がありまして、ずっと時間をかけてこつこつと調べているのですが、それでもこれについては、これ以上別の破片は見つかりませんでした。

委 員 長) 全国にもこのようなものが、まだたくさんあるような気がします。どうなのでしょう。

生涯学習課文化財係長) そうですね。発掘をしてそこにうまく当たれば、その郡があつて、郡に役所があれば見つかる可能性があります。それから、三条南町辺りに寺田遺跡という大きな遺跡がありますけれども、その遺跡からは本当に大きな建物がたくさん出ておりまして、そういうものが恐らく、こういう郡司が生活といひますか、政治を行っていた関連施設でたくさん見つかっていると思います。

浅 井 委 員) 伊勢物語は今の市民センター辺りに業平の家があつたのではというような説もあるそうですけれども、信憑性が出てきませんね。

生涯学習課文化財係長) 恐らく、政治的な中心地がこの辺りにあつたと思われるので、都からそういう官人というか、貴族がこの辺りに来ていても全くおかしくないと思いますね。

教 育 長) 昔の字と今の字とは同じですか。

浅 井 委 員) 同じというのが何か不思議な気がしますね。

生涯学習課文化財係長) これについてはかなり読みやすいほうでして、達筆な字で全く読めない字もあるのですが、この字につきましては、特に「大領」などは割と読みやすくて、「大」もはっきりとわかり

ます。ただ、漢字自体は同じですけれども、手で書くときにはやはり癖といいますか、古文書などでも崩してある字があって、専門家でないと読めない字はたくさんあります。

教 育 長) 最終的なこの鑑定の責任はどうなっているのですか。

生涯学習課文化財係長) 文化財保護審議会委員の先生方で調査をしていただきまして、その中に学識経験者の方の意見が添付されて答申書になっています。

浅 井 委 員) これが文化財としての価値があるということについては、まず学芸員の方が判断されるのですか。

生涯学習課文化財係長) 一番初めは学芸員のほうで判断します。こういう文字が書いてあるものは非常に珍しいというか貴重ですので、これがどういうものかということ奈良国立文化財研究所に持っていきました。その結果、重要なものだということがわかってきましたので、市指定文化財にも指定できるだろうということで、今回、事務局のほうで諮問書をつくらせていただいております。

教 育 長) 県の指定文化財についてはどうですか。

生涯学習課文化財係長) 県指定文化財の価値は、今のところまだ判断はできておりません。

教 育 長) 本当に価値のあるものでしたら県の指定もあり得ますね。

生涯学習課文化財係長) もちろん、そうです。

委 員 長) 今おっしゃったような証拠になる価値があるのでしたら、それはそれでとても意味がありますよね。

生涯学習課文化財係長) そうですね。

委 員 長) では、改めて何か御質疑ございますか。

木 村 委 員) 震災があっといういろいろと出土品がたくさんあるということ

はよくわかるのですが、まだそういう分析ができていないものはたくさんあるのですか。

生涯学習課長) 正式な報告書として出せていないものはまだ残っています。

木村委員) どれくらいそういうものがあるのですか。

生涯学習課文化財係長) 平成7年1月に大震災がありまして、平成7年度から平成11年度まで5年間かけて震災復興調査を行いました。今、東日本のほうでもしておられますが、当時こちらでも全国から復興調査のために支援の職員に来ていただきまして、そのときに1年間で2億円規模の、およそ10年分ぐらいの調査をいたしました。

支援の職員が帰られた平成12年以降も芦屋市独自で山手幹線の発掘調査などをしていましたので、発掘調査のほうに追われてしまい、出土したものを室内で整理する作業がなかなかできていない状態が続いておりました。それがようやく山手幹線も開通しまして、発掘調査のほうが大分落ちついてきましたので、ようやく室内での整理作業ができるようになりました。これまでに平成7年度の調査の分の整理ができました。ようやく今、平成8年度の分に着手しております。それがこの資料です。そういう意味ではあと9、10、11年度の3年間分がまだ残っている状態になります。

木村委員) 室内の整理作業は、そのばらばらの部品をパズルのように組み合わせたりということを地道にやる作業なのですか。

生涯学習課文化財係長) そうです。図面を書いたり、かなり根気の要る仕事が続くことになりまして、そのときに新たな発見というのでしょうか、発掘調査現場ではわかっていなかった新たな発見がされる可能

性も十分あるということになります。

木村委員) 出土した土器などについては、一切をどこかに保管しておくのでしょうか。明らかにこれは要らないようなものについては廃棄することもあるのでしょうか。

生涯学習課文化財係長) 埋蔵文化財は出土したものは全て文化財として扱われますので、要る・要らないという選別が法的にできないということになっております。ですから、出土したものは全て市内の文化財保管施設に保管しております。

木村委員) こういう墨書されているものは、空気に触れたりすると色が落ちたりといった変化が場合によってはあると思うのですが、保管状況はどのようにされていますか。

生涯学習課文化財係長) 土器自体は墨書きも含めまして、さきほどおっしゃられました経年変化というのでしょうか、劣化するということは物理的にもありませんので、土器や石でできた石器というものについては大丈夫なのですが、木でできた道具や、金属器という鉄や銅でできた道具につきましては、出土してから空気に触れますとたちまち朽ちていきますので、そういうものにつきましてはすぐに保存処理といった科学的な処置を行っています。

木村委員) わかりました。

浅井委員) では、今後、美術博物館で随時入れ替えをして展示されるのですか。

生涯学習課文化財係長) そうですね。昨年度、市に指定いただきました黄釉鉄絵陶器盤もそうですけれども、こういったものが出ましたら速報的に市民には見ていただくようにしますし、その後の常設展におきましても展示内容を入れ替えまして、重要なものはもちろん

市民の方に見ていただくように、できるだけ指定管理者とは調整しながら進めていっております。

浅井委員) 黄釉鉄絵陶器盤のときもそうですが、こういう諮問は1年に1回されることになるのでしょうか。

生涯学習課文化財係長) 1年に1件ということの決まりはないですけれども、今は大体整理作業の進捗状況と合わせますと、ペースとして、大体1年に1件程度の文化財指定ということが行われるような形になっております。

浅井委員) 答申までには半年くらいはかかるのでしょうか。

生涯学習課文化財係長) 今回は、今年度中に答申していただくような計画にしております。考古担当の文化財保護審議会委員の先生には事前に見ていただいております。ですから、調査も同時に進めております。1月28日に文化財保護審議会を開催しまして、そこで諮問させていただきまして、3月に答申を受けたい、というようなスケジュールで考えております。

浅井委員) そうですか、わかりました。

このような文化財の指定を得たものについては広報でも掲載されると思いますが、やはり学校でも、先生方から小・中学生にこういうニュースとして知らせたりということがあれば、歴史に興味を持っている子どもたちが、身近な芦屋で重要な遺跡が出てきたと、文化財が出てきたということで、とても興味を持つきっかけになるのではないかと思います。学校でもぜひそのようなことを伝えていただけたらと思います。

教育長) 旧三条小学校のところに整理する場所がございますので、また何かの折に見ていただけたらと思います。担当の方には、

毎日気の遠くなるような作業をしていただいておりますが、市指定の文化財となることは、ある意味偶然というか、奇跡的なことだと感じています。

委員長) こういうものが出てきたときに、管理の面や所有の面についてはどのように扱われるのですか。

生涯学習課文化財係長) 所有につきましては、実はこの出土品につきましては、全て警察署に遺失物法に基づきまして、落とし物として届けることになっています。その手続をしてから6か月後に、持ち主が不明ということで返ってきます。ただし、もちろん物ではなくて、書類を芦屋警察署に持って行くのですが。その後に兵庫県教育委員会のほうにこういうものが出ましたということでもう一度報告しまして、そこで文化財として認定されます。文化財として認定されますと国の共有財産ということで国が所有することになるのですが、保管やその権利につきましては、国・県から市のほうに権利を譲渡していただくという手続をしまして、最終的には芦屋市の所有となり、権利についても芦屋市に帰属するという、そういう流れになっております。

委員長) ありがとうございます。

以前、奈良のほうで何かを建てようとしたら文化財が出てきたので、その場所を使えるのかどうかという話があったように思いますが。

教育長) こちらでも個人住宅の建替えのときに出てくることもあります。そういう意味では地権者の方にはかなり御協力をいただきまして、御不便をお掛けすることも多くなります。

委員長) その期間は作業が止まるということですね。

生涯学習課文化財係長) そうですね。それから、マンションなどを建てる場合は調査費用を全て事業主さんが負担していただかないといけないということになっておりまして、調査費用が数千万円かかるような場合もありますので、そういうときにはかなり御協力をいただいております。

委員長) 調査費用は持ち主が自分で出すのですか。

生涯学習課文化財係長) はい。ただし、個人住宅の場合は国から補助金が出ますので、調査の期間少し待っていただくということだけになりますが、個人住宅以外のお店や、マンションなど、そういうものにつきましても補助が出ませんので、事業主さんの負担ということになります。

委員長) それは義務として定められているのですね。

生涯学習課文化財係長) 文化財保護法という法律がありまして、この法律では「協力しなければならない」という規定になっておりますので、実際は義務に近いものになっております。

委員長) ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第21号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 日程第5 閉会宣言